

第7期小田原市障がい福祉計画及び第3期小田原市障がい児福祉計画に対する
市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	第7期小田原市障がい福祉計画及び第3期小田原市障がい児福祉計画の策定
政策等の案の公表の日	令和6年1月15日（月）
意見提出期間	令和6年1月15日（月）から令和6年2月13日（火）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、障がい福祉課窓口）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	31件（2人）
インターネット	1人
ファクシミリ	人
郵送	1人
直接持参	人
無効な意見提出	人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	7件
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	5件
C	今後の検討のために参考とするもの	11件
D	その他（質問など）	8件

〈具体的な内容〉

(1) 計画の全体に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	障がい福祉に係る当計画の項目の何から手を付けるか判然としない。 事業の優先順位ないしは優先度、緊急度、重要度を示すと良いのでは。	B	本計画では本市の現状と課題を踏まえて8つの基本目標に整理し、具体的な対応方針を定めました。 この8つの方針については、いずれも重要な課題として、優先的に取り組むべきものと考えます。
2	計画は実践してこそ意義がある。計画倒れや整合性を図るための進捗管理ばかりにならず、計画の実践に注力してほしい。	C	基本目標には具体の対応方針を示しており、計画の実施において、日々のサービスの給付決定につなげていきます。 そのためにも、適正な支給基準や申請手続きなどを精査し、具体的な運用につないでいきたいと考えます。
3	財政状況の推移について、障がい福祉にかかる費用の増加がよく分かるが、市の財政全体から見て、どのくらいの割合であるかを示せると良い。	A	市の財政状況は、情報が多岐にわたり、年々最新情報に更新されます。 このため、本計画内での表記ではなく、本計画を市ホームページ等で公開する際に、市の財政状況へのリンクを設置するなどして対応していきます。
4	本計画の見込量よりも利用者数が増えた場合、補正予算で対応すると聞くが、利用者の不安がないようにしてほしい。	C	ここ数年の障害福祉サービスに係る費用の増加に対し、当初予算を上回る場合には、補正予算で対応しています。 必要な方に必要なサービス提供がされるよう、市全体の財政状況も踏まえ、適正な利用量となるよう各種の支給基準の見直しなど具体策を検討していきます。
5	本計画に、精神保健福祉手帳保持者数 1,554 人（令和4年度）の記載はあるが、第3期小田原市障がい者基本計画には、自立支援医療の利用者数は 3,066 人（令和4年度）とある。精神障害者数の把握のため、自立支援医療の利用者数も参考値としてはどうか。	C	自立支援医療の利用者数については、第3期小田原市障がい者基本計画において、平成28年度と令和4度の増加傾向を記載しています。本計画の記載においては、長期的な障害種別の推移を表すため、手帳所持者数の統計としています。 自立支援医療の利用者も障害福祉サービスの利用者となりうることから、今後の中間見直し等において、利用者全体の障害種別の分析のあり方を検討します。

(2) 計画の基本目標に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	
6	<p>難病への支援、依存症対策、虐待への対応が挙げられている経緯を記載すると良いのではないか。</p> <p>また、本市の地域特性とは具体的には何か。</p>	D	<p>基本目標1については、近年新たに取り組むべき課題として国の基本指針に挙げられていることから、本計画でも基本目標の1つとして記載しています。</p> <p>地域特性として、県の機関や精神科病院等の医療資源の他、サロン活動などの地域活動が盛んな地域性を踏まえ、今後の取組を検討したいと考えます。</p>
7	<p>障がいに対する誤解や偏見をなくすための普及活動について、一般的な周知活動のほか、現に問題を抱えるところへの個別の普及啓発も重要ではないか。</p>	B	<p>基本目標2にあるとおり、広く一般に向けた情報提供や、啓発イベントなどは引き続き開催していきます。</p> <p>また、地域での交流が重要と考え、障がい者が地域の様々なコミュニティへ外出する支援を図り、実体験を通して地域に障がいへの理解を広げていきます。</p>
8	<p>大人になってから誤解や偏見をなくすのは大変なので、教育委員会と連携を図りながら小中学校の教育、あるいはインクルーシブ教育として、子どもたちへの活動を進めてほしい。</p>	B	<p>教育委員会では、各教育現場において、インクルーシブ教育に取り組んでいるところですが、本計画においては、基本目標5にあるとおり、保育所等訪問支援を小中学校や放課後児童クラブ等にも積極的に活用する中で、障がい児が学校等の日常の場で共に過ごせるよう支援し、実体験としてのインクルーシブ教育に寄与していきます。</p>
9	<p>本市の「精神障がい者ピアサポート事業」は、先駆的な取組として計画に位置付けるべき。</p>	A	<p>本事業については、精神障がいの当事者同士の相互支援により、社会参加を促すものとして、基本目標2「社会参加を支える取組」に追記しました。</p>
10	<p>本市にはかつて精神障がい者の自助グループがありました。現在はありません。</p> <p>フリースペースやボランティア活動団体の集まりなどに働きかけて、精神障がい者の自助グループを作る方向で検討してほしい。</p>	C	<p>本計画では、断酒会などの自助グループのほか、地域交流や生涯学習、市民活動など、障がい者が様々なコミュニティとつながることを目指しています。</p> <p>市としては精神障がい者ピアサポート事業を行っていますが、自助グループ設立に向けた支援は予定していません。</p> <p>地域活動支援センターや医療機関などと連携した自助グループができた際は、周知等の協力について検討します。</p>

11	<p>精神障がい者の休日や仲間が集える場づくりについて、かつては曾我病院とボランティアが開催する食事会兼フリースペースがあった。</p> <p>市としても予算措置を行い、施設を超えて精神障がい者が集う場所づくりをしてほしい。</p>	C	<p>本計画では、地域団体や民間事業者など様々な地域資源を生かし、障がい当事者も支え合う主体として、つながり合う地域づくりを基本理念に掲げています。</p> <p>市が主体となって新たな場所づくりをすることは想定していませんが、民間法人においても地域交流に取り組んでいる中で、そうした取組への支援のあり方、障がいの有無に関わらず集える場への参加促進を検討していきたいと考えます。</p>
12	<p>強度行動障害者について家族が介護を引き受けざるを得ない状況や、重度障害者が生活介護を利用できない状況があると推察するが、家族の介護負担が軽減できるように計画を実践してほしい。</p>	B	<p>基本目標3にあるとおり、施設入所の待機者がいる現状に対し、グループホームなど地域生活への移行を推進します。</p> <p>また、在宅生活での家族の介護負担の軽減については、受け皿となる短期入所の利用に向け、各事業者の専門性向上や人材確保についても支援していきます。</p>
13	<p>「療育が必要な児童」の早期発見については、母子保健との連携が重要であり、現在の3歳児検診等での発達のスクリーニングのほか、就学前にも実施できるとよい。</p>	C	<p>現在、本市では5歳児健康診査は実施していませんが、国の方針に基づき、実施に向けた検討をしています。</p> <p>今後、実施に至った場合には、そうした機会も活用して、療育が必要な児童の早期発見につなげていきたいと考えます。</p>
14	<p>「ペアレントトレーニング」に参加する責任感の強い保護者が、過度に背負い込むことがないよう配慮をしてほしい。</p> <p>同時に、本来は参加してほしい保護者が参加しない現状もあるかと思うが、上手な声掛けや支援を併せてお願いしたい。</p>	C	<p>基本目標5にあるとおり、発達障がいの特性や対応方法を保護者が学ぶことは有効であるため、実施されている講座などの周知を今後も図っていく中で、個別に保護者への声かけ等の配慮をまいります。</p> <p>また、国の報酬改定の方針においても、各事業所の個別支援計画の活用が挙げられており、保護者との個別支援計画の共有により、日常的な障害児通所支援の利用を通じて保護者が学びの機会を得られるよう支援していきます。</p>
15	<p>障がい者総合相談支援センター「クローバー」の相談員数を増やしてほしい。1回あたりの相談</p>	B	<p>基本目標7にあるとおり、クローバーへの相談件数の増加、相談者への継続的な対応は課題として認識しています。</p> <p>地域の事業所に円滑に橋渡しできるよ</p>

	時間は短く、相談員が不足していて、電話がつかない。		う、計画相談支援の利用率向上を図るとともに、増加する相談件数に応じた機能強化も検討していきます。
16	課題はサービスの受け皿の不足であり、突き詰めれば人材の確保が喫緊の課題かと思うが、人材確保策について市民にて具体的に対応を図るべき。	C	基本目標8にあるとおり、福祉人材の確保・定着は重要課題と認識しています。福祉の魅力のPR、県の研修の利用促進や基幹相談支援センターを中心とした専門性の向上、事業者間の協議会などへの参画を踏まえ、対応していきます。

(3) その他の計画策定に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
17	「就労選択支援【新規】」について、不確定な部分はあると思うが、より具体的にお示しいただきたい。	A	国の基本指針において新たに設置予定のサービスであり、「令和7年10月以降から就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する」と示されています。 現在、明らかにされている範囲において「用語解説」に追記しました。
18	うつ病休職者のための「リワーク」について、市内での開設を医療機関と連携するような内容を包含できないか。	C	休職者の復職支援プログラムとしての「リワーク」については、医療機関や民間事業者、神奈川県障害者職業センターといった様々な機関が提供しています。 復職支援は、一義的には雇用先が取り組むべきものであり、本市として開設予定はありませんが、様々な機関の支援プログラムの情報提供に努めるとともに、必要に応じた就労移行支援の活用なども含め、復職支援に取り組んでいきます。
19	「小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会」について、学識経験者や専門家などで構成されていると思うが、障がい当事者をメンバーとして参画させてほしい。	D	当協議会については、支援者側の障害福祉事業者や、社会福祉協議会、児童相談所など様々な関係者が参画しており、当事者の声としては、障害者団体や家族会からも参加しています。 また、障害者団体連絡会議においても、当事者や御家族に参加いただき、御意見をいただいています。

20	<p>国の基本指針では、福祉計画の策定の体制として「計画等作成委員会」を設置することが想定されている。</p> <p>年2、3回開催される1市3町の自立支援協議会でなく、小田原市独自で計画等作成委員会を設置し、毎月開催して議論すべきではないか。</p>	D	<p>国の基本指針では、「計画等作成委員会等の意見集約の場を設けることが考えられる」のほか、「障害者総合支援法において、協議会を設置している場合には、その意見を聞くよう努めなければならないとされている」とあります。</p> <p>本市では、1市3町からなる自立支援協議会があるため、本協議会において協議をしたものです。</p> <p>また、市内の事業所は、近隣市町村から利用する方もいるため、県西圏域で広く協議すべきものと考えます。</p>
21	<p>計画等作成委員会における当事者の声として、比較的意見の聴取しやすい方たちに偏っているのではないか。</p> <p>3障害の当事者の声を平等に聞き取るよう委員会に参加させてほしい。</p>	C	<p>自立支援協議会の構成として、身体障害の当事者団体、知的障害の家族会、精神障害の家族会といった方が参加しており、3障害それぞれの関係者のほか、支援者側の事業所や医療機関といった方が参加しています。</p> <p>当事者の声をより反映できるよう、今後の計画策定の課題として検討します。</p>
22	<p>市内には多数の精神科病院があるが、自立支援協議会の構成員に曾我病院が選ばれている理由は何か。</p>	D	<p>本協議会は、1市3町で委託する小田原市基幹相談支援センターが事務局です。曾我病院は精神科医療機関であるとともに、神奈川県精神保健福祉協会西湘支部であり、また計画相談事業所として様々な利用者と接する立場として構成員とされていると認識しています。</p>
23	<p>自立支援協議会において、本計画についてどのような議論があったのかわかるよう、協議会の情報公開について事務局と協働で考えてほしい。</p>	C	<p>自立支援協議会の情報公開については、現在、市ホームページで各年度の報告書を掲載しています。市民の傍聴は可能ですが、事務局にはホームページがないため、開催予定等の発信については、事務局と協議していきたいと考えます。</p> <p>また、本計画の参考2「市民意見等の募集」において、自立支援協議会における「主な協議内容」を追記しました。</p>
24	<p>成年後見制度利用支援事業について、身寄りがない方に対し、市長申し立ての場合には市が費用</p>	D	<p>本事業は要綱により定められており、パブリックコメントの対象とはなっていません。</p> <p>本事業については、小田原市成年後見</p>

	<p>負担するとある。</p> <p>要綱改正により令和6年度から対象が拡大されることは望ましいが、市議会のチェックやパブリックコメントを経ることが必要ではないか。</p>	<p>制度利用促進審議会が設置されており、令和6年4月の対象拡大についても当審議会で協議されたものです。</p> <p>本審議会においては、高齢者福祉に関わる地域包括支援センター、障がい福祉に関わる基幹相談支援センターのほか、行政書士や弁護士などの後見人、公募市民や民生委員などで構成しており、日頃、当事者に関わる方々との意見交換の中で検討してきたものです。</p>
--	--	---

(4) 計画の記載に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
25	<p>財政状況のグラフについては、白黒印刷でも分かりやすい表記にするとよい。</p>	D	<p>本計画は、障害福祉サービスの需給バランスにかんがみた給付方針等を示すものであり、様々な障がい福祉事業所と共有できるよう、主にインターネットにより公開するものと考えており、カラーで読まれることを想定しています。</p>
26	<p>基本目標1, 2の課題の表記は「～が重要」「～が大切」とあるが、課題は課題として表現した方が良いのでは。</p>	D	<p>課題の記載の表現については、課題認識を挙げるとともに、各事業者からの要望などを踏まえて、課題解決に向けた方向性も併せて記載しているものです。</p>
27	<p>基本目標2にある「ICT」については、注釈が必要ではないか。</p>	A	<p>本計画後段にある「用語解説」において注釈を追加します。</p>
28	<p>16ページの「児童の障がい特性や程度にかんがみて」の表記に脱字がある。</p>	A	<p>「児童の障がい特性や程度にかんがみて」に表記を修正しました。</p>
29	<p>25ページの「前計画期間における地域生活移行者の目標値は12人を下回る見込みですが」の一文が理解しにくい。</p>	A	<p>「地域生活移行者数は、前計画期間における目標値である12人を下回る見込みですが、施設入所者数は目標値である192人よりも減少傾向にあります。」の表記に修正しました。</p>

30	28 ページの表中の就労継続支援B型の「②-①」が「-112」は「112人」の誤表記では。	A	御指摘のとおりであったため、就労継続支援B型について、②市内事業所定員数-①実利用者数の数値を「112人」に修正しました。
31	38～43 ページのサービス等の利用実績について、「達成率」とあるが、目標値より著しく高いことが必ずしも望ましいものではないため、表記を検討してほしい。	D	利用者数や利用時間数の見込値に対し、実績値の割合を示すものを「達成率」と表記しています。 計画相談支援の利用率のように目標を上回ることが望ましい数値もあれば、見込値を超過することが課題となる数値も混在しますが、前計画との整合性も踏まえ、「達成率」と表記しています。

4 その他政策案等と関係ない提出意見

- ・福祉従事者のモデル給与等級表を作成するように、市から国に要望できないか。小規模の事業所では給与等級表がなく、昇給や待遇改善を求めて転職に頼ると聞くので、各事業所で効率的に昇給がされるよう国に要望をしてほしい。

5 提出意見と関係なく変更した点

- ・第3章の3「福祉施設から一般就労への移行」の目標値について、「就労移行支援事業所の就労移行率」及び「就労定着支援の就労定着率」の項目を追加しました。
- ・計画後段に「参考2 市民意見等の募集について」、「参考3 計画の策定経過」を追加しました。

<参考>意見者による提出意見の原文

意見者 1 名の希望により、以下に投稿された意見の原文を掲載します。

1	<p>本計画では、協議会をもって策定委員会としていますが、国の基本指針を見ますと前期計画のパブリックコメントの回答にあったような絶対的な規定ではなく、策定委員会を独自に招集するよう勧められています。年に 2 回か 3 回しか招集されない協議会ではなく、独自に策定委員会を設置して少なくとも毎月開催して議論を進めるべきではないでしょうか？</p> <p>また箱根町、湯河原町、真鶴町の 3 町と協働するために、協議会を活用すべきとの意見もあるようですが、例えば精神障がい者向けのグループホームは、小田原市内に 2 か所しか無く、平塚市などに頼っていると聞きます。その場合の協働はどう議論するのでしょうか？あくまでも小田原市の障がい福祉計画なので、小田原市独自で策定委員会を設置すべきではないでしょうか？</p>
2	<p>策定委員会は、各分野の専門家と障害者及び家族等を委員に参加させるとなっています。しかし比較的意見の聴取のしやすい方達に障がい者は委員の選任が偏っているのではないのでしょうか？アンケートではなく、委員会の議論の場で直接 3 障がい平等に意見の聞き取りを行うべきではないのでしょうか？もとより、参加者の氏名は過去の計画において公開されていません。個人情報には充分守られるのではないのでしょうか？是非、3 障がい者を委員会に参加させてください。</p>
3	<p>福祉関係に従事する方達のモデル給与等級表を作成してくださるよう国に小田原市から要望して頂けないでしょうか？一部の比較的大きな施設では給与等級表があると聞きますが、小規模の施設では給与等級表がなく昇給や待遇改善を転職に頼ると聞きます。これはスキルの向上面だけでなく、利用者が慣れしたしんだ従事者と別れて、また一から関係を築いていかなければならないので、大きな損失です。従事者が一つの事業所で効率的に昇給するように国に小田原市から要望してください。</p>
4	<p>クローバーの相談員の人数を増やしてください。今、市役所の障がい福祉課は多忙を極め、担当のケースワーカーと電話で即座に話すことが困難です。またクローバーも内規で一人当たり 1 回 15 分と定めていて、腰を置きつけた相談</p>

	<p>が出来ない状況です。また午前中は1名か2名しか対応できる相談員がおらず電話がつながりません。ある相談員の方の話によると今の倍の人員が欲しいとの意見でした。是非クローバーの相談員の人数を増やしてください。</p>
5	<p>計画においては自助グループの活用とされていますが、現在小田原市には精神障害者の自助グループはありません。ピアサポートステーションの方達がハートフェスタの会議に参加するなど一部役割を代行してありますが、本当の自助グループではないので、本来の障がい者同士の語り合いや小田原市への要望書活動を行っていません。かつてあった精神障害者西湘友の会は保健所の生活指導教室を中心して県精神保健福祉センターの主導の下に誕生しました。フリースペースやボランティア活動団体の集まりなどに参加させている方達に働きかけて精神障がい者の自助グループを作る方向にもって行ってください。</p>
6	<p>本計画で定められたサービスの利用人数より実際の人数が増えた場合の対応について、利用者の不安がないようにしてください。実際の利用人数が増えた場合、補正予算で対応されると聞きますが、計画本文にも書いておくべきではないでしょうか？お願いします。</p>
7	<p>本計画の策定委員会のメンバーに曾我病院が選ばれているようですが、何か客観的基準で選ばれているのでしょうか？かつて曾我病院は、クローバーに相談員を派遣したり、なかよしクラブの運営を市から委託されていましたが、現在はどちらも委託されていません。また小田原市内には、多数のメンタルクリニックがあり1医師当たりになれば曾我病院を上回る医師がいるのではないのでしょうか？さらに入院施設がある病院としては国府津病院もあります。意見の多様性の意味から、そろそろ交代を考えてはいかがでしょうか？</p>
8	<p>成年後見制度等についてお聞きします。現在小田原市では、身寄りが無い方などに成年後見人を市長申立てでつける制度を導入されています。また4月からは要綱を改正して、制度の改善をしてくださるとのことです。しかし要綱は基本的に障がい福祉課内か福祉健康部内で完結してしまいます。常日頃から、市民のニーズを汲み取ってくださっているとは思いますが、市議会のチェックやパブリックコメントを経てから、制度を変更して欲しかったです。</p>
9	<p>精神障がい者の休日の過ごし方や、施設を超えて仲間が集える場所作りについてお聞きします。前期計画において精神障がい者の休日の過ごし方についてお尋ねしたところ、地域活動支援センターの休日開所とフリースペースにて対</p>

	<p>応するとのことでしたが、地域活動支援センターの休日開所は実施されていません。またフリースペースも、少ないと3人か5人しか集まらない状況で十分にニーズを満たしてはいません。さらに、知的障がい者にはかつて計画に記載されていた、一番星と言うサークルがあり、現在もかもめの家で継続しています。</p> <p>かつては、精神障がい者にも、なかよしクラブや曾我病院とボランティアが月2回開催していた食事会兼フリースペースがありました。今でも、施設の垣根を超えたフリースペースや食事会、精神障がい者同士で集える場所は必要です。</p> <p>どうか、小田原市で最低限の予算措置を行なって精神障がい者が集える場所作りをしてください。</p>
10	<p>自立支援協議会の情報公開についてお尋ねします。現在、協議会は事業報告のみインターネットで公開していて、障がい福祉計画についてどのような話し合いがなされているか、伺い知ることが出来ません。前期計画のパブリックコメントの回答では協議会の傍聴が出来るとされていましたが、広報には掲載されていません。また令和6年4月からは協議会の出席者に守秘義務が課されることから、委員の出身母体に帰ってからの話し合い等にも制限がかかるのではないかと思います。そう言った場合、障がい福祉計画の話し合いについての部分の情報公開は困難を極めると思いますが、市民のための計画なのですから、情報公開の原則を貫く方法を事務局と協働で考えてください。</p>
11	<p>本計画では精神保健福祉手帳保持者を1,554としています。第3期おだわら障がい者基本計画では精神障がい者の自立支援医療の利用者を3,066人とカウントしています。また精神科病院に通院する方と入院患者数を元に算定した精神障がい者数を4,620人と算定しています。そうすると身体、知的に比べて見劣りする精神障がい者へのサービスの配慮が違ってくるのではないのでしょうか？どうか自立支援医療の利用者数だけでも参考値として本計画に記載してください。</p>